

# 田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年4月17日（月）9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席  欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席  欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席  欠席

2番 福本 卓雄 出席  欠席

3番 重森 陽 出席  欠席

4番 永田 洋一 出席  欠席

5番 川脇 幸子 出席  欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席  欠席

7番 山城 啓一 出席  欠席

8番 岡野 保雄 出席  欠席

9番 塩田 博史 出席  欠席

10番 山本 泰弘 出席  欠席

11番 駆重 寛和 出席  欠席

12番 木下 嗣生 出席  欠席

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席  欠席

書記 松本 尚樹 出席  欠席

書記 西上 あきら 出席  欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について

報告第2号 許可外転用について

田布施町農業委員会會議規則第19条第2項の規定により署名する。

会長 南一成

署名委員 重政陽

署名委員 永田洋一

**議長** ただ今から、令和5年第4回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に重森委員と永田委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 現況証明について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について』

『報告第2号 許可外転用について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

---

**事務局** ページ番号5をご覧ください。申請地は、役場より南西4.2kmに位置する農業振興地域内農用地です。位置は3条-1で示しています。利用計画については、畑利用です。現在県外在住の譲受人は、本町への移住を予定しており、取得予定住宅の現所有者の所有農地も併せて取得するため、申請したとのことです。取得する住宅については、お手元の資料で言いますと、申請地の下に位置している住宅で、住宅の売買契約書の写しが提出されたことを確認しております。また、申請地は、国営ほ場整備事業実施予定地であります。所有権移転は可能ということで、所有権移転後の詳細については現在、譲渡人、譲受人及び国営事務所の担当者が調整しているとのことです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願ひします。

**木下委員** まだ譲受人とはお会いしていませんが、中郷に移住して来られるとということで、空き家も一軒減りますし、人口も増えます。そして、申請地の水田でキク芋を栽培される予定だと聞いております。だから、本申請の許可については全く問題ないということを報告し、また、地域としても人口が増えるので、歓迎をしたいと考えております。

**今井委員** 現状として当地は、水田だろうと思うんですけれども、譲受けられる家は、空き家になっております。聞いた話ですと、ほ場整備地の予定だということですが、問題ないかと思います。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第1号2番についてですが、こちらは、議案第2号1番の転用案件と関連するものです。ここでお諮りします。田布施町農業委員会総会会議規則第9条に基づき、関連案件と考えられる議案第1号2番及び議案第2号1番を一括して議題としてもよろしいでしょうか。（全員同意）

それでは議案第1号2番及び議案第2号1番の説明を事務局よりお願ひします。

---

**事務局** ページ番号6と7を併せてご覧ください。申請地は、役場より南800mに位置する第二種農地です。位置は3条-2と4条-1で示しています。3条-2の譲受人は、現在県外在住であり、本町への移住を予定しております。

農地の利用計画については、畑利用で季節野菜と果樹栽培です。譲受人は、譲渡人と親族関係にあり、管理機、発動機、防除機等の必要な機械も同時に譲り受けて営農することです。

3条-2の譲受人が取得予定である住宅は、現在地目が畑になっている農地に一部かかった状態で昭和40年頃に建築されており、農地と併せて住宅を売買するために、売り手である4条-1の申請者より追認申請がありました。なお、取得する住宅の売買契約書の写しが提出されたことを確認しております。また、4条-1については、現在無断転用状態ですので、それについては、始末書の提出が確認出来ていることを申し添えます。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願ひします。

**驛重委員** 無断転用についても始末書が出ていますし、状況から判断して問題ありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。（質疑なし）特ないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号2番及び議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがつて、議案第1号2番及び議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局よりお願ひします。

---

**事務局** ページ番号8と9を併せてご覧下さい。申請地は、役場より南2.7kmに位置する第二種農地です。位置は4条-2で示しています。転用目的は、自己用住宅です。申請人の現在の住宅は、公道からの出入りが急傾斜地かつ狭く、出入りが困難な場所にあることです。今後の緊急時の出

入りに不安があるため、新しい住居の建設地として、自己所有地であり公道に面した申請地を選定したことです。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願ひします。

**驛重委員** これは問題のないところにある土地ですから、住宅等を建てても問題はありません。

**重森委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願ひします。

---

**事務局** ページ番号10の航空図をご覧ください。申請地は、役場より南西3.3kmに位置する第二種農地です。位置は現況-1で示しています。

申請地は、県道の残地と思われます。事務局で現地を確認したところ、土地の半分程が法面であり、現在は雑木が繁殖している状況でした。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願ひします。

**岡野委員** 現地はですね、大木こそ生えていませんが、小さい木が密集して生えているような状況でした。

**小坂委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、議案第3号1

番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に、議案第3号2番の説明を事務局よりお願ひします。

**事務局** ページ番号11の航空図をご覧ください。申請地は、役場より南西4.2kmに位置する第二種農地です。位置は現況-2で示しています。

申請地については、筆界未定地であり、境界が確定していない状態です。

太枠内には、個人所有の筆が3筆と、道及び水の筆が合計で約2,443m<sup>2</sup>存在しており、その内の1筆が今回の申請地です。申請地の地目は畠で、面積は82m<sup>2</sup>です。

今回のようなケースでは、筆界未定地内の申請地の位置については、境界が確定していないため、不明ですが、現況証明の考え方として、太枠内の全てが山林化していれば、当然にその一部である今回の申請地も山林化していると判断することが可能であり、現況証明をすることが可能となります。

事務局で現地を確認したところ、周辺を含め雑木が繁殖している状況でした。以上です。

**議長** ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願ひします。

**木下委員** 現地は昭和30年代には放置であったことを記憶しておるんですけども、以後の記憶がはっきりしておりません。しかしながら、平成2年、3年、4年くらいにありました地籍調査の時点においては、まだ耕地であつただろうと推定しております。が、以後、ここに書いてありますように、そのまま放置状態になっておりまして、既に山林に飲み込まれておる状態でございます。

**今井委員** ありません。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。まあ、場所をよく確定出来ないところですから、全体で確認するということでいきたいと思います。特にないようですので、議案第3号2番は総会終了後、事務局と署名委員2名が現況の確認を行い、申請内容と相違ないと判断した後に証明書を発行いたします。

次に、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願ひします。

---

**事務局** ページ番号12、13に記載しておりますが詳しくは13に記載しておりますので13をご覧ください。今回は新規22筆、57,946m<sup>2</sup>となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

**議長** これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

**議長** 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定致しました。

次に「報告第1号 水田埋立畑地造成の届出について」1番の説明を事務局よりお願ひします。

---

**事務局** ページ番号14をご覧ください。申請地は、役場より北東1.4kmに位置する第三種農地です。位置は畠造ー1で示しています。

申請地は、今年2月の総会にて、宅地分譲として農地転用した箇所の隣の農地で、利用計画については季節野菜の栽培ということで申請されています。以上です。

**議長** それでは、ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願ひします。

**山本委員** 申請地の隣は、全て宅地で造成してありますので、畑造しても問題はありません。

**永田委員** 問題ありません。

**議長** これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

次に、報告第1号2番の説明を事務局よりお願ひします。

---

**事務局** ページ番号15をご覧ください。申請地は、役場より南東2.1kmに位置する第一種農地です。位置は畑造ー2で示しています。

申請地は、現在無断で畑地造成を行っている状態であり、追認で届出があったもので、届出書と併せて始末書の提出がありました。利用計画については、果樹栽培ということで申請されています。以上です。

**議長** それでは、ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願ひします。

**塩田委員** 申請地につきましては、現在もう既に畑の状態になっております。場所的にも平生の近くで問題はありません。

**南委員** 私も問題はないと思っております。

**議長** ただ、無断でというのがまずかったと思いますが、始末書が出ていることですので、ご理解いただけたらと思います。これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になればこれは受理・承認とします。

次に「報告第2号 許可外転用について」1番の説明を事務局よりお願ひします。

---

**事務局** ページ番号16をご覧ください。申請地は、役場より南西800mに位置する第三種農地です。位置は許可外-1で示しています。

転用目的は、農機具駐車場です。隣接農地の所有者の同意があったことを書面にて確認しております。以上です。

**南委員** この第三種農地は、2月の農業委員会総会で所有権移転があつたもので、この農地、当時は畠ということでしたが、一部を農機具の保管場所にしたいということで、今申請が出ております。実はだんだん農機具は増えて、同時に同居人の車も増えたため、置場がなくなったということで、それを増築するものと聞いております。以上です。

**議長** これより、質疑等を行います。質疑等はありませんか。特になければこれは受理・承認とします。

**議長** それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了)本日の日程は全て終了しました。令和5年第4回田布施町農業委員会総会を閉会します。